

(非公式訳)

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 10/2561 号に基づく
タイ投資の年における特別投資促進措置

仏暦 2561 年（2018 年）12 月 11 日付投資委員会布告第 10/2561 号、件名：タイ投資の年における特別投資促進措置に基づく実施を明確にするために、事務局は以下の通り説明する。

第 1 条 タイ投資の年における特別投資促進措置の対象とするプロジェクトについて事務局は、奨励証書にプロジェクトの特定条件を追加で記載する。投資奨励申請者は、本措置に基づく追加恩典の申請書を提出する必要はない。

第 2 条 タイ投資の年における特別投資促進措置の対象外とする事業

2.1 明確な事業所がない業種は以下通りである。

業種 1.7 深海漁業

業種 7.1.6.1 国際高速海洋通信回路回線サービス

業種 7.3.1 鉄道貨物輸送

業種 7.3.3 海運輸送

業種 7.3.4 航空輸送

業種 7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル

業種 7.28.4 患者、医者、または医療機器の搬送サービス（海運、陸運、または空運）

2.2 追加の法人所得税減税恩典が付与されないと指定される特別経済開発区における投資奨励措置に基づく対象業種は以下通りである。

業種 1.22 家畜飼料あるいは飼料成分の製造

業種 2.17 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造

業種 6.15 石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品等のボディケア製品の製造

業種 6.16 消耗品用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック包装材

業種 6.17 パルプまたは紙から作られた製品の製造、例：紙箱

業種 7.24 工場、および/または倉庫の建物開発

第3条 2018年11月19日から2019年12月30日までの間に申請したプロジェクトに対し、タイ投資の年における特別投資促進措置の対象にさせるようにプロジェクト訂正を申請することについては以下の方針通りである。

3.1 投資奨励認可が下りたが、まだ奨励証書を発行されていないプロジェクトの場合、奨励受理の回答手続きからの時間枠に影響があるため、本措置の対象にさせるようにプロジェクト訂正の申請は許可されない。

3.2 奨励証書を発給され、奨励受理回答から全ての手続きにおいて延長がないプロジェクトは、本措置の対象にさせるようにプロジェクト訂正の申請を許可する。ただし、その訂正は機械輸入期間および操業開始期限日に影響を及ぼさないこと。2019年12月30日までにプロジェクト訂正の申請をすること。

第4条 本措置の対象とする投資奨励認可が下りたプロジェクトは、後日何らかの状況下でプロジェクトの訂正を申請する場合、本措置の恩典を受理するために、奨励受理回答から操業開始までの時間枠が奨励認可の段階に規定した時間枠を超えないとする。事務局が適切であるか否かを検討する。

第5条 事務局は操業開始許可の時点でプロジェクトが指定された条件に基づいて実施できたと判断すれば、本措置の対象であるプロジェクトに恩典を追加する。

以上を通知する。

投資委員会事務局

仏暦 2562 年（2019 年）5 月 28 日